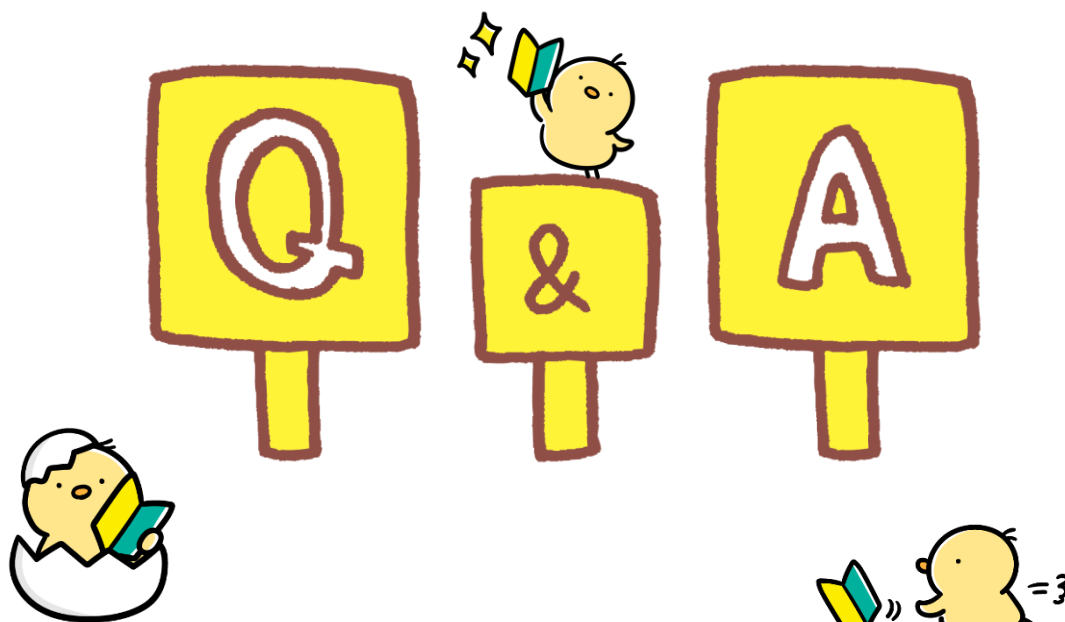


「鈴鹿市まちづくり活動補償制度」

Q&A



鈴鹿市

令和8年4月

おことわり

鈴鹿市まちづくり活動補償は、まちづくり活動における全ての活動・事故を補償対象とするものではなく、事故状況などによって本制度の対象となる活動・事故、対象とならない活動・事故があります。

また、本Q&Aにおいてもいくつか事例を挙げましたが、事故対応については、事故事案ごとに個別に審査をして補償適用の可否判断を行います。

そのため、本Q&Aと類似した案件であっても、実際の事故状況などから対象にならない場合もありますのでご注意ください。

1. 制度の概要

Q:1-1 まちづくり活動とはどのような活動ですか。

A:本制度では団体等※が日本国内で自主的に、かつ、報酬(活動を行うために必要な実費を除く。)を得ないで行う地域社会活動、青少年健全育成活動、社会福祉活動、社会教育活動、生涯学習活動その他の公益性のある活動であって、計画的※または継続的※に行われる活動(当該活動に係る準備及び原状回復を含む)をまちづくり活動と定義しています。

ただし、以下の活動は本制度の対象になりません。

- ・ 特定の政党や宗教に係る活動、営利を目的とした活動
- ・ 自助活動や懇親を目的とした活動
- ・ 国、県、市などから委託を受けた活動
- ・ 全国市長会が実施している「市民総合賠償補償保険」の適用を受けるもの



- ※ 団体等とは、自主的に組織された団体または定期的に公益活動を行っている個人であって、市内に活動の拠点を置くものをいいます。
- ※ 計画的とは、実施日時や人員配置などが事前に決められている活動のことをいいます。
- ※ 継続的とは、「毎週○曜日 ○時から」など、定期的に行われる活動のことをいいます。

Q:1-2 まちづくり活動の参加者とはどういった人を指しますか。

A:本制度でいう参加者とは、報酬を得ずにまちづくり活動に直接携わる人を指します。来場者、観覧者及びまちづくり活動によって生じる結果を単に受益する者(サロンの利用者、講座の受講者等)は該当しません。

Q:1-3 「公益性のある活動」とはどのような活動ですか。

A:本制度でいう公益性のある活動とは、広く鈴鹿市や地域に貢献することを目的に行う活動をいいます。



Q:1-4 傷害事故とはどのような事故ですか。

A:本制度での傷害事故とは、まちづくり活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故または熱中症等※により、当該まちづくり活動中の対象者※(同伴する未就学児を含む)が死亡、または負傷したものをいいます。

また、活動場所と対象者の住居との間を合理的な経路及び方法により往復する場合の移動もまちづくり活動に含みます。

※ 熱中症等とは、熱中症または細菌性もしくはウイルス性の食中毒のことをいいます。

※ 対象者とは、団体等の代表者、スタッフ、参加者(Q1-2参照)のことをいいます。

Q:1-5 疾病事故とはどのような事故ですか。

A:本制度での疾病事故には特定疾病事故と一般疾病事故があり、以下のとおり定めています。

【特定疾病事故】

対象者が外来の事故によらず突発的に発症した特定疾病(心筋梗塞、急性心不全等の急性心疾患またはくも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患)を原因としてまちづくり活動中に死亡し、または特定疾病を発症し、病院に搬送され、退院することなく当該まちづくり活動が行われた日から起算して30日以内に死亡したもの

【一般疾病事故】

まちづくり活動中の対象者が、一般疾病を発症してから24時間以内に死亡した事故であって、その原因となる疾患名が医師の診断により特定できるもの(急性アルコール中毒、薬物中毒その他公序良俗に反する行為により発症したものを除く)



Q:1-6 賠償責任事故とはどのような事故ですか。

A:本制度では次のいずれかに該当する場合を賠償責任事故といいます。

ただし、車両の所有・使用・管理により生じた賠償責任事故には適用されません。

- ① 団体等の代表者またはスタッフ(以下「責任者」)の過失によりまちづくり活動中に他者の生命、身体または財物に損害を与え、責任者が法律上の損害賠償責任を負うもの
- ② 団体等の指示または管理下においてまちづくり活動を行う時間中に、まちづくり活動を行う場所、団体等の施設もしくはこれらの相互間の移動中またはまちづくり活動が行われる場所と住居との間を合理的な経路及び方法により往復する途上において、責任者が行ったまちづくり活動に直接起因しない行為によって、他者の生命、身体または財物に損害を与え、責任者が法律上の損害賠償責任を負うもの

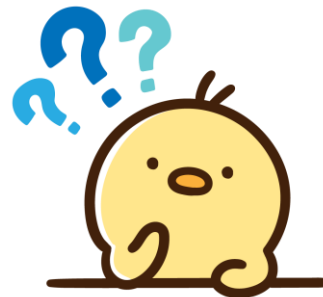
Q:1-7 この補償制度のほかに保険契約をしている場合でも、補償金は支払われますか。

A:【傷害事故補償】

ほかの保険に関係なく本補償制度から補償金が支払われます。

【賠償責任事故補償】

本補償制度のほかに保険契約をしている場合は、地域協働課へお申し出ください。



2. まちづくり活動補償制度の対象となる活動の範囲

Q:2-1 同好会などでも公益性が認められれば、この補償制度の対象になりますか。

A:本制度の対象となる活動は、次の4つの要件を満たしたものになります。
この4つ全てに当てはまった上で、まちづくり活動と認められるものは同好会の活動も対象になる場合があります。

- ① 市内に活動拠点を置く、自主的に組織された団体が行う活動であること。
- ② 無報酬で行っていること。
(交通費の実費支給または交通費相当額の謝礼などは無報酬とみなす)
- ③ 公益性のある活動であること。
- ④ 活動が計画的または継続的に行われていること。

※ 要件を満たしているか確認するため、団体規約や活動記録等の資料を提出していただきます。
提出資料は Q3-1をご確認ください。

Q:2-2 代表者や関係者、参加者が市民であるか否かは関係がありますか。

A:本制度は市内に活動の拠点を置く団体が行うまちづくり活動によるものを対象としていますので、Q:2-1の要件を満たしていれば市内外の方に関係なく本制度の対象になります。

Q:2-3 団体の活動の一環として市外で活動する場合、怪我などをした時は対象になりますか。

A:団体としての活動拠点が鈴鹿市で、その活動の内容が Q:2-1の要件を満たしていれば、事故発生場所が鈴鹿市外(日本国内に限る)であっても対象になります。



Q:2-4 自治会の一部や隣近所2~3軒程度のグループの活動でもまちづくり活動とみなせるのですか。

A:Q:2-1の要件を満たしていれば、人数は問いません。活動内容や事故状況等で、補償対象となるのか判断します。

Q:2-5 市内に拠点を置くNPOは、この制度の対象になりますか。

A:そのNPOの活動がQ:2-1の要件を満たしていれば、対象になります。

Q:2-6 「無報酬の活動」とありますが、営利を目的としない有償ボランティアは対象になりますか。

A:交通費や食事代の実費相当分を支払う程度であれば対象になります。
ただし、金額の大小を問わず、報酬として支払う場合は対象となりません。

Q:2-7 まちづくり活動において講師を招いた場合、講師はこの制度の対象になりますか。

A:該当の講師に対して業務委託、またはそれに類する依頼などをしておらず、交通費などの実費相当分以上の報酬を得ていないと判断できる場合については、対象になります。

ただし、金額の大小を問わず、報酬としての性格が認められる場合は対象となりません。

Q:2-8 PTAが学校施設を利用して実施する活動は対象になりますか。

A:活動の内容が、Q:2-1の要件を満たしていれば、対象になります。

ただし、活動内容が学校活動と認められるようなものや学校管理下で行われる活動については対象になりません。



Q:2-9 まちづくり活動を行うための下見の最中や、活動前の準備及び活動後の片づけの最中に起こった事故は対象になりますか。

A:まちづくり活動を行うための下見の最中や、活動前の準備及び活動後の後片づけもまちづくり活動に含まれますので対象になります。

ただし、計画的または継続的に行われている活動かを確認するため、活動計画書(準備日や片づけ日を設定した会議の議事録など)や参加者名簿などを提出していただきます。

Q:2-10 まちづくり活動を行ったことでできた成果物によって、他人を怪我させてしまったり、他人のものを壊してしまった場合でも対象になりますか。

A:まちづくり活動としての設置物の作成中の傷害事故補償及び賠償責任事故補償は対象になります。

ただし、設置後の維持管理に伴う事故に関しては対象外となります。

Q:2-11 自治会や地域づくり協議会が主催で行う運動会やスポーツ大会で起こった事故は対象になりますか。

A:自治会や地域づくり協議会が主催の運動会やスポーツ大会は、生涯学習活動等として補償の対象になります。

また、本番に向けた練習についても、地域全体で行い、かつ計画的なものであれば対象となります。

ただし、個人が大会に出るための自主的に行う練習、観覧者や大会に関わりのないところで起きた事故は対象になりません。

Q:2-12 市から委託を受けた除草作業や公園の管理作業で起こった事故は対象になりますか。

A:国・県・市などから委託を受けた活動は対象外となります。

Q:2-13 認知症等による行方不明者の搜索活動中に起こった事故は対象になりますか。

A: 搜索活動は突発的な活動で、計画的または継続的に行われる活動ではないため、人道的な活動ではありますが、本制度では補償の対象にはなりません。
ただし、搜索活動訓練は計画的または継続的に行われる活動であるため、訓練中の事故は対象になります。

Q:2-14 消防団、民生委員・児童委員、保護司の活動は対象になりますか。

A: 公務災害補償の対象となるため、本制度の対象にはなりません。

Q:2-15 往復途上の事故は対象になりますか。

A: 住居と活動場所との合理的な経路上であれば対象になります。合理的な経路とは、住居と活動場所との最短経路を基本に考えます。
途中で私的な目的等により、合理的な経路をはずれた場所での事故は対象になりません。

Q:2-16 自動車による事故は対象になりますか。

A:【傷害事故補償】

交通事故による怪我などは、急激かつ偶然な外来の事故であれば傷害事故補償の対象になります。

ただし、自身の故意や重大な過失による事故、医学的な他覚所見のないむちうち症や腰痛などは傷害事故補償の対象外になります。

【賠償責任事故補償】

自動車の所有・使用・管理に起因する賠償責任事故はいかなる場合も対象になりません。



Q:2-17 炎天下での活動中、熱中症になった場合には対象になりますか。

A:熱中症(熱射病・日射病)は傷害事故補償の対象になります。

ただし、炎天下での長時間の活動などあらかじめ熱中症の発生が予測、予知できる状況下での事故については対象とならない場合があります。

Q:2-18 まちづくり活動として行う、高齢者への配食サービスや子ども食堂などの食事提供について、食中毒や O-157 が発生した場合の対応はどうなりますか。

A:団体が製造または提供した飲食物に起因する、細菌性もしくはウイルス性による集団食中毒(異物混入を含む。)等の場合は下記のとおりとなります。

【傷害事故補償】

スタッフなどの参加者(Q1-2参照)は対象になります。

ただし、配食サービスや子ども食堂の利用者は、サービスの受益者ですので対象外になります。

【賠償責任事故補償】

団体が法律上の賠償責任を負う場合は対象になります。

Q:2-19 宗教が関連する活動は対象外となっていますが、神社等の宗教関連の敷地内で行われる、宗教に関係のない活動でも対象外となりますか。

A:神社等の宗教関連施設の敷地内であっても、宗教が全く関わらない活動に関しては、対象になる場合があります。

Q:2-20 まちづくり活動に該当すれば、事故によって傷害事故補償・賠償責任事故補償の両方の対象になることが可能なのでしょうか。

A:まちづくり活動の主催者に過失があり、そのことで活動中の参加者が怪我をした場合には、賠償責任事故補償と傷害事故補償の両方が対象になり、賠償責任事故補償で支払う治療費とは別に入院(または通院)に対しての傷害補償金が支払われることとなります。

3. 事務手続きについて

Q:3-1 事故報告はどのように行えばよいですか。

A:まずは、市関係各課または地域協働課へ電話などで第一報を入れてください。
その後、事故発生日を含む14日以内に、団体の代表者から事故報告書を提出してください。

なお、Q:2-1に記載している要件を満たしているかを確認するため、下記の資料を添付してください。

- 団体の規約や会則
- 活動の計画性または継続性を確認できる資料
(地域内への回覧文書や年間事業計画書など、開催場所、日時、活動内容が確認できるもの)
- 参加者名簿
(スタッフや活動者等全員の【氏名+住所】や【氏名+電話番号】などの個人が特定できるもの)

Q:3-2 事故発生時、所管課へ第一報を入れずに、いきなり事故報告書が提出された場合、補償金は支払われますか。

A:事故報告書提出前の事故発生の第一報がなかったからといって、補償金が支払われないものではありません。しかし、この補償制度の運用手順から、事故発生の第一報は、補償制度が適用されるかどうかの判定を行うための判断材料として極めて重要な部分になりえますので、事故発生時は速やかに市関係各課または地域協働課へ連絡してください。



Q:3-3 補償金の支払はどのような流れになっていますか。

A:【傷害事故補償】

怪我などの治療完了後または事故日から起算して180日経過後、怪我などをした方(対象者)は団体の代表者等(報告者)へ治療が完了した旨を報告してください。報告者は市へその旨を報告し、市は対象者に対し補償金請求書を送付します。対象者は補償金請求書を記入し、入院日及び通院日が分かる(医療機関が発行した)医療費領収書の写しを添付し、市へ提出してください。

その後、保険会社から怪我などをした方へ直接補償金が支払われます。

【賠償責任事故補償】

団体と被害者との間で法律上の問題が解決した後、団体が市が契約している損害保険会社へ補償金を請求し、その後保険会社から請求者(団体や加害者個人)へ補償金が支払われます。

Q:3-4 賠償責任事故の場合、事故現場や損害物件の写真などを撮らず、現場や損害物件の保全をしなかった場合は、補償金の支払いはどうなりますか。

A:正当な理由がない場合には、補償金の支払いが受けられない場合があります。
(事故の立証写真や根拠となる関係資料が無いので、事故発生の適否判断や、損害の認定ができないため)

Q:3-5 賠償責任事故の場合、被害者・加害者の年齢等を把握する必要はありますか。

A:被害者・加害者とも住所・氏名(フリガナ含む)・生年月日の把握が必要です。未成年者の場合は保護者「法定代理人」の氏名も確認する必要があります。また、実際の事務処理においては、事故発生時の第一報と事故報告書に記載された内容の整合性を確認しながら、事故の全体像を把握することになります。



Q:3-6 賠償責任事故で相手方との交渉が必要な場合、その交渉も行ってもらえますか。

A:賠償交渉の代行はできません。加害者と被害者との当事者間で解決を図っていただきます。

賠償責任事故の場合、事前に市や保険会社の承認を得ない内容で示談した場合には補償金が支払われない場合がありますので、被害者との交渉内容については、市や保険会社に確認をとりながら進める必要があります。

保険会社からは事故の処理について相談に応じることや示談金、賠償金の算定についてもアドバイス等の協力が得られます。

Q:3-7 賠償責任事故において示談書を取り交わす場合、誰がその事務にあたるのですか。また、過失割合は示談する場合、どうやって決めるのですか。

A:示談内容については、市や保険会社とも協議の上、適切と思われる内容をもって当事者間で手続きを行っていただきます。過失割合についても当事者間で過去の判例等を基に妥当と考えられる額を提示し、双方が合意すれば成立します。

Q:3-8 まちづくり活動団体が補償制度適用の対象となるためには、あらかじめ登録されていないといけないのでしょうか。

A:まちづくり活動補償制度の適用を受けようとする団体の事前登録の必要はありません。

ただし、市が所管している個人ボランティア*が補償を受けるためには、事前の名簿登録が必要です(個人ボランティア活動者の事前登録)。その場合、所管課は別途定める様式により必要事項を収集し、活動が行われる3日前(土日祝を除く)までに地域協働課へ報告してください。なお、名簿への記載事項は、以下のとおりです。

【名簿への記載事項】

氏名・生年月日・住所・活動内容(活動目的、報酬の有無、所管課)

※ 個人ボランティアとは、市が行うまちづくり活動に類するものにおいて個人が報酬を得ないで参加するもの、または市の依頼を受けて個人が報酬を得ないでまちづくり活動に類するものを行うものをいいます。

(例)小学校での環境美化活動、中学校のクラブ支援、
応急手当普及啓発活動、スクエアステップリーダーなど